

会告 「平城宮・京跡の木簡の保存を訴える要望書」 について

木簡学会では、京奈和自動車道大和北道路の平城宮跡近辺における地下トンネル計画に対し、二〇〇〇年六月の委員会声明「京奈和自動車道の平城宮跡地下通過計画の撤回を求める要望書」の発表以来、再三にわたってこの計画の白紙撤回を強く求めてきた。

この問題は、二〇〇三年一月に国土交通省有識者委員会が、推奨ルート・構造案に関する提言を発表するに至って新たな局面を迎え、木簡学会においても、同年一月六日の第二五回総会において、「平城宮・京跡の木簡の保存を訴える緊急アピール」を学会の総意として決議したところであった。

その後本年二月一六日に至り、国土交通省奈良国道事務所より、京奈和自動車道大和北道路のルートについて、有識者委員会の推

奨案である「西九条佐保線地下十高架案」を採用することを決定したとの発表があった。木簡学会は、木簡などの遺物を守るという観点から、地下トンネル計画の白紙撤回を強く求めてきたわけであり、特別史跡平城宮跡直下を地下トンネルで通すという最悪の事態が避けられたのは運動の一定の成果といえる。しかしながら、「西九条佐保線地下十高架案」も平城宮・京跡の遺跡・遺物の保存という観点から見ると、なお問題が残るものと考ええる。

そこで、本年六月二九日に開催した二〇〇六年度第一回の委員会において、「平城宮・京跡の木簡の保存を訴える要望書」を決議し、内閣総理大臣・総務大臣・国土交通大臣・文部科学大臣・文化庁長官・国土交通省近畿地方整備局長・同奈良国道事務所長・奈良県知事・奈良市長・大和郡山市長・奈良県議会議長・奈良市議会議長・大和郡山市議会議長宛に書面で申し入れを行なった。また、関係各機関にも要望書を送付して、理解と協力を求めた。左にその全文を掲げる。

平城宮・京跡の木簡の保存を訴える要望書

木簡学会では、京奈和自動車道大和北道路のルートとして、国指定の特別史跡で世界遺産にも登録された平城宮跡の地下を通す案が平然と語られたことに対し、遺跡とともに埋蔵されている木簡の保存という観点から、再三にわたり重大な危惧を表明してきました。

二〇〇三年一〇月の国土交通省大和北道路有識者委員会の提案では、同文化財検討委員会の提言を受けて、「西九条佐保線地下十高架案」の優位性が指摘され、平城宮跡直下を通過する案は否定されました。しかしながら、「西九条佐保線地下十高架案」のルートも、地下トンネルの出入口が過去に多数の木簡が出土した地域に近接するため、平城宮・京跡を守り、木簡を後世に伝えていく責務があると考える私たちは、二〇〇三年一二月、平城宮・京跡の木簡の保存を訴える緊急アピールを学会として呈したところです。

その後、本年二月、近畿地区幹線道路協議会課題別会議「大和北道路に関する会議」において、複数ある推奨ルート案から「西九条佐保線地下十高架案」が選定されるに至りました。私たちは平城宮跡直下案が完全に否定された点では、一定の評価をします

が、「西九条佐保線地下十高架案」に関しては、従前の危惧が何ら解消されないうまま、決定がなされようとしていることに対し、失望の念を禁じ得ません。

私たちは、かかる情勢に鑑み、特別史跡平城宮跡や平城京跡に包蔵されている木簡を確実に保存する方策がとられるよう、次の三点の要望を決議いたしました。関係各位・機関のご理解・ご協力と、未来に禍根を残さない誠意ある対応を切に要望するものです。

一 大和北道路のルートの最終決定にあたっては、なお慎重な検討を行い、特別史跡平城宮跡や平城京跡に包蔵されている木簡を確実に保存する方策をとること。

二 かりに地下トンネル設置が不可避となり、シールド工法がとられる場合においても、トンネル出入口付近や地上の路面部分などでは、平城京跡の遺跡の破壊が懸念される。したがって、事前に十分な発掘調査を実施すること。

三 事前発掘調査の結果、木簡をはじめとする重要な遺跡・遺物の発見があった場合には、ルートの変更も含めて再度検討を行い、遺跡・遺物について万全の保存措置を講じること。

二〇〇六年六月二九日

木簡学会委員会